宍粟市地域公共交通会議規約

（設置）

第１条　道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地６宍粟市役所内に置く。

（所掌事務）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

（１）　地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。

（２）　地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。

（３）　地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。

（４）　地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。

（５）　地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

（６）　地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

（７）　交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

（８）　前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（組織）

第４条　交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

（１）　住民の代表

（２）　学識経験者

（３）　バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表

（４）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

（５）　道路管理者

（６）　公安委員会

（７）　神戸運輸監理部長又はその指名する職員

（８）　兵庫県の関係職員

（９）　宍粟市副市長

(10)　その他交通会議が必要と認める者

２　自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、宍粟市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

３　委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（役員）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

（１）　会長　１人

（２）　副会長　１人

（３）　監事　２人

２　会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

３　会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

４　副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

５　監事は、交通会議の会計監査を行う。

６　監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

（会議）

第６条　交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

４　交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

５　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

６　交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

７　前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第７条　交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第８条　交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第９条　第３条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等、又は道路運送法第９条第４

項に規定する運賃等に関する協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第10条　交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第11条　交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第12条　交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第13条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（その他）

第14条　この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成26年６月24日から施行する。

附　則

この規約は、令和４年１月26日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年６月25日から施行する。